

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「場合を除く外」を「もののほか」に改め、同条第7項中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）」に改める。

第10条第1項中「執務中常に職員証を」を「職務の執行に当たっては、職員証を常に」に改める。

第21条第3項中「運転日誌」を「運転日報」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)